

JF MARINE BANK NIIGATA REPORT 2020

JFマリンバンク新潟 ディスクロージャー誌



新潟県信用漁業協同組合連合会

住 所 新潟県新潟市中央区万代島2番1号

電 話 025-241-7291

目 次

・ごあいさつ	1	・本会の組織	43
・経営方針	1	・会員数	
・リスク管理の体制	2	・役員	
・法令遵守の体制	3	・組織機構図	
・金融ADR制度への対応	4	・店舗一覧	
・漁業者等の経営の改善のための取組の状況	4	・自動機器の設置状況	
・地域の活性化のための取組の状況	4	・協同会社	
・トピックス	5	・特定信用事業代理業の状況	
・事業の内容	5	・沿革・歩み	45
・商品・サービスのご案内	6	・手数料一覧表	46
・業績	8	・内国為替の取扱手数料	
・貸借対照表	9	・その他の諸手数料	
・損益計算書	10		
・注記表	11		
・キャッシュ・フロー計算書	17		
・貯金	18		
・種別・貯金者別貯金残高			
・科目別貯金平均残高			
・財形貯蓄残高			
・貸出金	19		
・種別・使途別・貸出者別貸出金残高			
・科目別貸出金平均残高			
・貸出金担保別内訳			
・債務保証担保別内訳			
・業種別貸出金残高			
・主要な水産業関係資金の貸出金残高			
・有価証券	21		
・種別有価証券平均残高			
・有価証券残存期間別残高			
・有価証券の取得価額、時価及び 評価損益			
・保有有価証券の利回り			
・オフバランス取引の状況			
・受託業務・為替業務等	23		
・受託貸付金の残高			
・内国為替の取扱実績			
・平残・利回り等	23		
・粗利益			
・業務純益			
・資金運用勘定・調達勘定の平均残高等			
・受取・支払利息の増減額			
・経費の内訳			
・諸指標	25		
・最近5年間の主要な経営指標			
・自己資本の充実の状況			
・経営諸指標			
・リスク管理情報等	40		
・リスク管理債権残高及び 同債権に対する保全額			
・金融再生法開示債権残高及び 同債権に対する保全額			
・貸倒引当金の期末残高及び 期中の増減額			
・貸出金償却の額			
・役員等の報酬体系	42		

ごあいさつ

平素より、私ども新潟県信用漁業協同組合連合会をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

会員・組合員の皆様をはじめ当会をご利用いただいている方々に事業の状況について一層のご理解を深めていただくために、「令和2年度業務状況（ディスクロージャー誌）」を作成いたしました。

本冊子により、利用者の皆様が当会に対するご理解を一層深めていただければ幸いに存じます。

当会は合併により70年余りの歴史に幕を閉じますが、今後は東日本信用漁業協同組合連合会新潟支店として、これまで以上に系統水産金融機関としての役割を発揮できるよう努めて参る所存でございます。

今後も、引続き、皆様方のより一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

経営方針

JFマリンバンクでは、これまでも経営環境が変化するなかで事業規模の零細性を克服するため、約20年にわたり全国の各組織で様々な困難を乗り越えて組織強化の取組みを進め、漁協系統信用事業の使命を懸命に果たして参りました。

合併もその延長線上にあるもので、その真の目的は、今日の我が国漁業と信用事業を取り巻く環境を踏まえ、各組織が経営への危機感を共有し、組織間の相互理解と協同の精神に則り組織の壁を越えて総力を結集することで、会員・組合員利用者の様々な相談に応えられる体制を構築し、将来にわたりこの使命を果たし続けることにあります。

したがって、合併を契機として事業変革・組織変革に真摯に取組み、守るべきものはしっかりと守りながら、漁業金融専門機関として持続可能なビジネスモデルを構築することにより経営基盤並びに財務基盤を強化し、もって会員への安定還元を行い、我が国漁業と地域の発展に向け更なる役割発揮を目指します。

（１）浜と地域の活力再生に向け、会員・組合員利用者の期待に応えます

- ① 間接部門の効率化等を通じて、浜（漁村）に出向く体制を強化します。
- ② 都県域間のノウハウ共有と人材育成を通じ、会員・組合員利用者の様々な相談に応えられる職員を育成します。
- ③ 集積される財務基盤を活用し、規模拡大を進める漁業者にも対応できる商品メニューの拡充に取組みます。

（２）系統団体の一員として諸団体と連携し、信用事業を通じて総合事業の一翼を担いつつ、漁業の維持・発展に努めます

- ① 組合員に総合事業サービスを提供する漁協系統組織の一員として、組織の会員・関係団体および行政と一体となって、漁政・系統運動方針等に基づく事業運営を展開します。
- ② 集積される財務基盤を活用し、会員・漁連のメインバンクとして系統経済事業の発展に一層貢献します。

（３）JFマリンバンクを次世代に引き継ぐため、安定した事業運営を行います

- ① 協同の精神に立脚した漁業専門の協同組織金融機関を将来にわたって残していくため、経営管理とリスク管理の高度化に取組むとともに、収益力の強化と経営の効率化に取組みます。
- ② 組合員利用者および会員の声に真摯に耳を傾け、JFマリンバンクらしい金融サービスの提供に努めます。

リスク管理の体制

[リスク管理基本方針]

今日の金融機関は信用リスク、市場関連リスク、事務リスク等の様々なリスクを抱えており、その適切なリスク管理の必要性がますます高まっています。

この認識を踏まえ、当会の業務の健全性を確保し、利用者からの信頼性の確保を磐石なものとするためにも、当会が抱えるリスクを正しく認識し、適切なリスク管理に努めることが必要であると考えています。更にこうした取り組みに基づき、当会のリスク管理の適正性を利用者等に強くアピールしていく必要があると考えています。

当会では、適切なリスク管理のため、定款及び各業務毎の諸規程・要領等を整備し、リスク管理の一環として位置付けるとともに、諸リスク毎のマニュアル類を整備し、役職員に徹底することにより、リスクの種類に応じた適切な管理に努めています。

また、リスク管理の強化を図るため、「内部監査規程」に基づき検査室が行う内部監査において、リスク管理態勢の適切性の検証を行っています。

1. 信用リスク管理

「信用リスク」とは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当会は、理事会において個別の重要案件又は大口案件については、対応方針を決定しています。また、通常貸し出し取引については、本店に審査指導部を設置し営業店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。

不良債権については、管理・回収方針を策定・実践し、資産の健全性に取組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「貸倒償却及び貸倒引当金の計上基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

2. 市場リスク管理

「市場リスク」とは、金利や有価証券等の価格、為替相場などの様々な市場のリスク要素の変動により、保有する資産の価値が変動し、金融機関が損失を被るリスクのことです。市場リスクは主に金利リスク、為替リスク、価格変動リスクの3つからなっています。

当会では、「余裕金運用規程」に基づく余裕金運用を徹底するとともに、余裕金運用にかかる理事会に次ぐ意思決定機関として、「余裕金運用にかかるリスク管理手続き」に基づく「余裕金運用会議」を設置・運営し、資産・負債構成のバランス状況、市場リスクの管理方針・運営方針の策定、運用状況やリスク管理の状況等について、過大なリスクを負担していないか等を協議しています。

3. 流動性リスク管理

「流動性リスク」とは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流失により、必要な資金確保が困難になる、又は、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当会では、総務部を中心に、「流動性リスクにかかる管理の手引」に基づく資金繰り管理に努めています。

なお、流動性リスクのうち、不祥事・風評被害等による貯金流出時の資金繰りリスクについては、「不祥事・風評被害等発生時の危機管理計画」に基づきリスク管理の対応を行っています。

4. オペレーショナル・リスク管理

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当会では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、定期検査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映できるよう努めています。

5. 事務リスク管理

「事務リスク」とは、役職員が正確な事務を怠る、または事故・不正等を起すことにより、金融機関自身が損失を被るリスクのことです。

当会では、各種業務規程に基づく事務を遂行することにより、事務リスクの軽減に努めるとともに、日常の事務リスクの改善・向上を図ることを目的として内部監査の充実・強化に努めています。

なお、事故防止のための人事管理として、職員の職場離脱を実施するとともに、人事異動を行っています。

6. システムリスク管理

「システムリスク」とは、コンピュータ・システムの停止または誤動作等システムの不備等にともない、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当会では、系統の集中センターである株式会社全国漁協オンラインセンターと連携を図って、コンピュータ・システムの安定稼動のため安全且つ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の障害や災害時等のシステム対応については、「全オンシステム利用マニュアル」に基づく対応を行っています。

法令遵守の体制

企業の経営倫理に対する社会的関心が高まり、経営の健全性の確保、信頼性の確保が求められる中、社会を構成する一員として、社会的規範に則った責任ある行動が強く求められております。

このことは、協同組合原則を基本理念とする当会においても同様であり、特に公共性が強い信用事業においては、これまで以上に自己責任原則に基づく経営の健全性の確保、信頼性の確保への取り組みが求められております。

当会としては、平成12年6月にコンプライアンスマニュアルを制定し、誠実かつ公正な業務運営を遂行することによって、会員等利用者からの揺ぎない信頼の確立を図るとともに、創意と工夫を生かした質の高い金融サービスを提供し、地域経済・社会の発展に貢献する使命を果たすための体制の充実、強化に努めております。

具体的取り組みとしては、代表理事会長を委員長とする「コンプライアンス推進委員会」を設置し、統括部署を総務部として、各部・営業店にコンプライアンス責任者を配置し、コンプライアンスプログラム実践計画の進捗管理、自主点検結果の検討と対応について協議し、その協議結果については、理事会に報告しております。

金融ADR制度への対応

1. 苦情処理措置の内容

当連合会においては、組合員等の利用者の皆さまからのご相談・苦情等に対するための業務運営体制・内部規則を整備し対応しています。

具体的には、

- ① 利用者サポート等管理責任者の設置
- ② 相談・苦情等総括責任者・担当者の設置

を行い、利用者の皆さまからのご相談・苦情等については、誠実に受け付け、迅速かつ適切に対応するとともに、必要に応じて関係部署との連携を図り、ご相談・苦情等の迅速な解決に努めます。

受け付けたご相談・苦情等については、苦情処理態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用いたします。

2. 紛争解決措置の内容

苦情などのお申出については、当連合会が対応いたしますが、納得のいく解決ができず、利用者の方が外部の紛争解決機関を活用して解決を図ることを希望される場合は、JFマリンバンク相談所を通じて弁護士会仲裁センターをご利用いただけます。（JFマリンバンク相談所は、東京、第一東京、第二東京の3弁護士会と提携しており、紛争解決措置としてこの3弁護士会をご紹介します。）

なお、利用者の皆さまが直接弁護士会に紛争解決を申し立てることも可能です。

漁業者等の経営の改善のための取組の状況

・中小漁業者等の経営支援に関する取組方針

漁業者の協同組合金融機関として、「健全な事業を営む漁業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、当会の最も重要な役割の一つであると認識し、事業を営む組合員等の皆さまをはじめとするお客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、適切な業務の遂行に向け、取り組んで参ります。

・中小漁業者等の経営支援に関する態勢整備の状況

組合員等の皆さまをはじめとするお客さまからの新規お借入や借入条件の変更等の相談・お申込みに対する問い合わせ、要望及び苦情等に対し、お客さまの経験等に応じた円滑な対応措置を適切に把握するために、関係役職員を構成員とする「コンプライアンス推進委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理しております。

また、金融円滑化管理態勢については与信取引に関する適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直すこととしております。

・中小漁業者等の経営支援に係る取組状況

お客さまの経営実態等をきめ細かく把握し、保証に依存しない融資の一層の促進を図るとともに、新規お借入や借入条件変更等のお申込みを受け付けた場合には、適切かつ十分な説明を行い、できる限り、柔軟に対応しております。また、経営改善に向けた取り組みとして経営改善計画の策定にあたっての支援、また同計画の進捗状況を適切に把握し、必要に応じて経営相談・経営指導等に取り組んでおります。

地域の活性化のための取組の状況

当会は漁業者の生産能率の向上、事業の振興を図り、経済的、社会的地位を高めることを目的に信頼される浜の金融機関として、役職員一体となって経営の健全性、信頼性の確立に向け、取り組んでおります。

現在の漁村地域は少子化、高齢化の進展で、後継者不足、新規就業者の減少の問題が大きな課題となっておりますが、漁村地域の活性化に向けた再生プランの策定推進事業に関係団体と取り組んでいくとともに、年金友の会、漁協女性部等関係組織への活動支援を通じて、漁村地域の活性化と発展に貢献し、地域金融機関としての役割を果たして参ります。

また、各地で開催される農林水産まつり、さかな祭り等の後援、並びに各種イベントに積極的に参加するなど漁業振興の発展に努め、漁業者、漁村地域の方々との結びつきをより一層深めていきたいと考えております。

トピックス

日頃ご利用いただいている組合員をはじめとした地域の皆様に毎年恒例の企画商品発売により、ライフプランに合わせた各種季別の特別推進運動を展開致しております。今後も地域の皆様方に更にご利用いただけるよう利便性の向上と新商品の企画による推進運動の展開に努めて参ります。

< 特別金利付定期貯金の発売 >

8月・3月をキャンペーン期間として、個人または法人のお客様に特別金利付の定期貯金を発売。

< 住宅ローンの優遇金利 >

4月～3月をキャンペーン期間として、取引状況に応じて3年または10年固定金利特約金利より最大0.5%優遇。

< マイカーローンの優遇金利 >

4月～3月をキャンペーン期間として、取引状況に応じて変動金利より最大1.2%優遇。

< 教育ローンの優遇金利 >

4月～3月をキャンペーン期間として、取引状況に応じて変動金利より最大1.0%優遇。

事業の内容

当会は、貯金、貸出、為替など、いわゆる金融業務といわれる内容の信用事業を行っており、浜に根ざした金融機関として、水産業に従事する方々、地域の皆さまに金融サービスを提供いたしております。

また、JFマリンバンクでは、「貯金保険制度」と併せて、平成15年1月に施行された再編強化法に基づき、「マリンバンク安心システム」というセーフティーネットを構築しております。「マリンバンク安心システム」は、全国の漁協・信漁連・全漁連・農林中金が一体となって、経営の問題点の早期発見に努めており、経営改善や事業・組織の見直し等による経営の健全性の確保・向上に取り組んでおります。

● 貯金業務

会員はもちろん組合員、地域住民の皆様や事業主の皆様からの貯金をお預かりしています。

普通貯金、当座貯金、スーパー定期貯金、変動金利定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額に合わせてご利用いただいております。また、市町村収納事務取扱については、7市1町の取り扱いとなり、県公金収納事務は全14店舗でお取り扱いいたしております。

● 貸出業務

会員への融資をはじめ、漁業者、事業者の皆様や地域住民の皆様の事業、暮らしに必要な資金をご融資しています。

また、水産関連産業への融資も行い、地域経済の質的向上、発展に貢献しています。さらに独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫等の融資申込みのお取次もしています。

● 為替業務

会員・組合員の事業活動や地域住民の皆様の生活において、必要な資金のお振込み、手形の代金取立などの内国為替業務を取り扱っております。

また、漁協・系統団体向けにパソコンで振り込みが可能な「Web自振」、個人利用者向けATM振込機能並びに、パソコン・スマートフォン等で24時間どこからでもご利用いただけるインターネットバンキングも取り扱っております。

商品・サービスのご案内

● 貯金業務

種類	特 色	期 間	お預入金額
スーパー定期貯金	お預け入れはいくらからでも、余裕資金を大きく増やす有利な貯金です。	1ヶ月以上5年以下	1円以上
大口定期貯金	まとまった資金を有利に、かつ確実に運用します。	1ヶ月以上5年以下	1,000万円以上
期日指定定期貯金	1年ごとの複利計算で利回りの有利な貯金です。1年以上経過すればいつでもお引き出しに出来ます。	最長3年 (据置期間1年)	1円以上300万円未満
変動金利定期貯金	市場金利に合わせて、6ヶ月毎に金利が変わる貯金です。	1年・2年・3年	1円以上
定期積金	毎月、定期的に一定金額をお積立、目標に合わせて資金づくりができます。	6ヶ月以上5年以下	1回の掛込金額は100円以上
新型積立定期貯金	積立定期貯金に複利型（継続式・目標日指定式）、2年定期型（継続式・目標日指定式）の4種類が追加となりました。継続式は、契約日以降に満期日の設定が可能となり、複利型は一部支払等が可能となります。	継続式は、期間の定めはなし。目標日指定の場合1年以上10年以内	100円以上
積立定期貯金	毎月一定の日に一定の金額を積立てる定額型と預入期間内に自由に積立てる自由型があります。	定額型は1年・2年・3年・4年・5年 自由型は1年以上5年以内	1円以上
漁協積立貯金	水揚天引により積立金額を1年毎にとりまとめ最終満期日まで自動継続する漁協積立貯金Ⅰ型（水揚天引式）と毎月一定額の積立金額を1年毎にまとめ最終満期日まで自動継続する漁協積立貯金Ⅰ型（定額式）・Ⅱ型（目的型）とがあります。Ⅰ型は組合員対象であり、Ⅱ型は対象先を限定しておらず一部払戻が可能となっております。	1年単位の自動継続方式です	1円以上
総合口座	普通貯金・定期貯金を1冊の通帳にセットし、「受け取る・支払う・ためる・増やす・借る」の機能を活かしてご利用いただけます。給与・年金などの自動受取・公共料金などの自動支払、さらにキャッシュカードでお引出しができます。また、定期貯金をお預け入れになると、必要なときにはその貯金を担保として合計残高の90%、最高200万円までいつでも自動融資をご利用いただけます。		
普通貯金	ご家庭のサイフがわり、ご商売の出納簿がわりにご利用いただけます。	定めなし	1円以上
決済用貯金	貯金保険制度により全額保護される普通貯金ですが、利息は付きません。	定めなし	1円以上
貯蓄貯金	普通貯金よりも有利に運用できる個人専用の貯金で、Ⅰ型と、Ⅱ型の2つのタイプがあります。（ただし、Ⅰ型に限り月5回を超えるお支払いにつき所定の手数料が必要です）	定めなし	1円以上
当座貯金	小切手や手形を振出したときの決済口座として、ご利用いただくための貯金です。	定めなし	1円以上
通知貯金	7日以上で短期に有利に運用できます。	7日以上	50,000円以上
納税準備貯金	納税に備えるための貯金です。お利息に税金がかかりません。	定めなし	1円以上

● 貸付業務

手形貸付

資金名	お使いみち	融 資 額	お借り入れの資格	融資期間
一般資金	漁業経営等に必要な資金	31,700万円以内	会員、所属員	1年以内
貯金担保貸付	自由	定期貯金、定期積金のお預け金額内	会員、所属員、員外者	定期貯金、定期積金のお預け期間内
JFマリンバンク災害緊急資金	災害等により漁業経営の維持や再開を目的とした緊急性を要する運転資金	償還が確実と判断できる範囲の金額	漁業者、漁業生産組合、水産加工業者	短期資金 1年以内

証書貸付

資金名	お使いみち	融 資 額	お借り入れの資格	融資期間
一般資金	漁業経営等に必要な資金	31,700万円以内	会員、所属員	35年以内
漁業関連設備資金	漁業近代化資金等設備資金の対象外となった設備資金	事業計画に基づく合理的な金額内	漁業を営む個人および法人	漁業近代化資金で定める償還期限内
JFマリンバンク災害緊急資金	災害等により漁業経営の維持や再開を目的とした緊急性を要する運転資金	償還が確実と判断できる範囲の金額	漁業者、漁業生産組合 水産加工業者、漁業協同組合	長期資金 10年以内 (うち据置2年以内)
漁協ローン (マリンローン)	生活に必要な資金 (教育、自動車、住宅補修等)	前年度年収の50%以内 でかつ500万円以内の額	所属員、員外者	10年以内
住宅ローン	住宅にかかる必要な資金 新築、増改築、土地購入等	5,000万円以内	所属員・員外者	35年以内

当座貸越

資金名	お使いみち	融 資 額	お借り入れの資格	融資期間
当座貸越	漁業経営等に必要な資金	貸越極度額内	当座貯金のお取引のある方	2年以内

主な漁業制度資金

資金名	お使いみち	融 資 額	お借り入れの資格	融資期間
漁業近代化資金	漁業者等の資本装備の高度化及び経営の近代化を推進するために必要な資金 漁船建造、漁具、保管修理施設等	(個人) 9,000万円以内 資金用途により別途融資額が決まっております。 (漁協等) 120,000万円以内	漁業者・漁協等 新潟市、村上市、佐渡市に住所を有している方は、原則、利子助成を受けることができます。	(個人) 漁船20年以内 機器10年以内 資金種類により別途期間が決まっております。 (漁協等) 20年以内
漁業経営維持安定資金	漁業経営再建のため固定化している債務の整理等に必要な資金	3,000万円以内	中小漁業者で漁業経営再建計画について知事の認定が必要です。	7年以内 特認は10年以内
沿岸漁業改善資金	経営等改善資金 生活改善資金 青年漁業者等養成確保資金	2,500万円以内 資金種類により別途融資額が決まっております。	沿岸漁業従事者等で、貸付金の合計金額は5,000万円以内。なお、原則として同一貸付内容（機器種類）の借り入れは1回限りです。	10年以内 資金種類により別途期間が決まっております。

受託貸付業務

資金名	お使いみち	融 資 額
株式会社 日本政策金融公庫	漁業の設備等の資金	融資の内容、条件等詳細については本支店の担当者にお尋ね下さい。
	漁業経営の維持安定に必要な長期運転資金	
	教育資金	
独立行政法人 住宅金融支援機構	住宅資金	

業 績

令和2年度は、「第7次中期経営計画（3ヵ年）」の最終年度として、漁業者の漁業生産・漁業所得の向上・安定化に資する漁業専門金融機関の役割を維持するために収益力の変革としまして、「浜に出向く体制の構築・強化」、「課題解決に繋げる相談力・提案力の発揮」、「漁協・漁連との新たな視点での連携強化」の3つの柱とした重点実施事項に取り組むとともに、計画の集大成となるよう、漁業者等との関係を深化させ、各地域のニーズの把握に努め、金融面でのサポート力強化に取り組んで参りました。

特に、「浜に出向く体制の構築・強化」については、We b自振やI B（インターネットバンキング）の活用により、窓口事務の負担を軽減し、融資担当の増員へ転換を図り、融資業務を主体として、漁協をはじめ浜との接点を継続して強化して参りました。

その結果、経常利益及び当期剰余金ともに計画を上回る実績となり、各都県域の信漁連が策定した合併後における広域再編計画（5ヶ年）の必達に向けての足掛かりとなりました。

また、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中で、テレビ会議を精力的に活用し、合併に向けた協議を積み重ね、令和2年10月には11信漁連による合併契約を締結し、いよいよ令和3年4月からは東日本信用漁業協同組合連合会のスタートとなります。

これをもちまして本会は70年余りの歴史に幕を閉じますが、創立以来、これまで本会の運営に携わっていただきました関係者の皆様には心より厚くお礼申し上げます。

今後は、東日本信用漁業協同組合連合会新潟支店として、これまで以上に系統水産金融機関としての役割を発揮できるよう努めて参る所存でございますので、会員・組合員並びに漁協役職員の皆様には、引き続き、ご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

【貯金業務】

貯金業務につきましては、平均残高目標額26,100百万円に対して26,181百万円（達成率100.3%）の実績、残高目標額26,100百万円に対して27,131百万円（達成率103.9%）の実績となり、ここ数年必達出来なかった平均残高、残高ともに目標額を達成することが出来ました。

上記要因といたしましては、重点推進項目として発売しました特別金利付定期貯金が発売目標総額3億円に対して、3億5千万円の実績となったこと、及び漁業関係団体からの大口定期貯金の取組みがあったこと等によるものであります。

また、恒常的推進項目として、キャッシュカードの発行については新規口座に伴う窓口推進や店舗廃止地区を中心とした推進の結果、目標件数を達成することが出来ました。

しかし、年金については佐渡営業店管轄において窓口やダイレクトメールでの推進の結果、目標件数を達成出来たものの、他の管轄においてはその取組が不十分であったため、今後は同様な取組みを実施して参ります。

【貸出業務】

貸出業務につきましては、平均残高目標額3,200百万円に対して3,085百万円（達成率96.4%）の実績、残高目標額3,100百万円に対して3,040百万円（達成率98.0%）の実績となり、平均残高、残高ともに目標額の達成には至りませんでした。前年度対比では平均残高は約2億円、残高は約3億円の増加となっております。

上記要因といたしましては、漁業者の設備資金等のニーズを把握するため漁連と連携強化を図り、漁船リース事業を始めとした事業資金の実行につながったこと、新型コロナウイルス感染症を対象に含んだJFマリンバンク災害緊急資金により、漁業者等に柔軟な対応を実践したこと、及び地方公共団体に対する融資実行があったこと等によるものであります。

また、代理店、漁業者に対する訪問により、漁業者のライフイベントからニーズを把握し、生活金融相談など提案型の漁業者ライフプランサポートを実践した結果、一定程度成果が出たものの、まだまだ取組みが不十分であるため、継続的に取り組んで参ります。

今後は、現場の課題解決による漁業所得の向上や漁村の活性化に寄与していくとともに、水産加工業者等の推進など新たな領域について注力することで、本県漁業界全体の発展に繋がれるよう努めて参ります。

貸借対照表

(単位：百万円)

資 産 の 部	01年度末	02年度末	負債及び純資産の部	01年度末	02年度末
現 金	393	293	貯 金	26,273	27,131
預 け 金	21,871	22,571	当 座 貯 金	3	3
系 統 預 け 金	21,717	22,265	普 通 貯 金	11,023	11,061
系 統 外 預 け 金	154	305	貯 蓄 貯 金	43	42
有 価 証 券	1,380	1,140	納 税 準 備 貯 金	35	34
国 債	1,380	1,140	通 知 貯 金	60	60
金 融 債	—	—	別 段 貯 金	38	42
社 債	—	—	定 期 貯 金	14,862	15,674
外 国 証 券	—	—	積 立 定 期 貯 金	109	115
受 益 証 券	—	—	定 期 積 金	97	97
貸 出 金	2,731	3,040	借 用 金	300	100
手 形 貸 付 金	54	43	証 書 借 入 金	300	100
証 書 貸 付 金	2,493	2,816	代理業務勘定	—	—
当 座 貸 越	35	32	そ の 他 負 債	30	28
金 融 機 関 貸 付	148	148	諸 引 当 金	68	68
そ の 他 資 産	77	74	賞 与 引 当 金	3	3
固 定 資 産	34	31	退 職 給 付 引 当 金	58	65
有 形 固 定 資 産	34	30	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	6	—
無 形 固 定 資 産	0	0	睡 眠 貯 金 払 戻 引 当 金	0	0
外 部 出 資	1,460	1,460	繰延税金負債	—	—
長期前払費用	14	13	債 務 保 証	—	—
繰延税金資産	2	2	負債の部計	26,671	27,328
債務保証見返	—	—	出 資 金	874	874
貸 倒 引 当 金	△ 8	△ 9	資 本 準 備 金	—	—
			利 益 剰 余 金	413	414
			利 益 準 備 金	100	107
			そ の 他 利 益 剰 余 金	313	307
			特 別 積 立 金	173	178
			優 先 出 資 消 却 積 立 金	100	100
			当 期 未 処 分 剰 余 金	39	29
			(うち当期剰余金)	31	21
			会員資本の合計	1,287	1,289
			その他有価証券評価差額金	—	—
			純資産の部計	1,287	1,289
合 計	27,959	28,617	合 計	27,959	28,617

※単位未満は切り捨てしており、明細と集計値が一致しない場合があります。
尚、次項以降の諸表も同様の取り扱いとしております。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	01 年 度			02 年 度		
経常収益			263			238
資金運用収益		212			196	
(うち貸出金利息)	51			52		
(うち預け金利息)	1			1		
(うち有価証券利息配当金)	12			9		
役務取引等収益		10			11	
その他事業収益		36			27	
その他経常収益		4			2	
(うち貸倒引当金戻入益)	0			0		
経常費用			230			215
資金調達費用		6			6	
(うち貯金利息)	6			6		
役務取引等費用		11			11	
その他事業費用		3			2	
事業管理費		208			194	
その他経常費用		0			1	
(うち貸倒引当金繰入)	—			1		
経常利益			33			22
特別利益			—			—
特別損失			0			0
(うち固定資産処分損)	0			0		
税引前当期純利益			33			22
法人税、住民税及び事業税			0			0
過年度法人税等追徴税			—			—
法人税等調整額			0			0
当期剰余金			31			21
前期繰越剰余金			7			7
当期末処分剰余金			39			29

注記表

I. 継続組合の前提に関する注記

該当ありません

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法は以下の通りです。

有価証券（外部出資含む）の評価は、以下の通りです。

（1）満期保有目的の債券は、償却原価法（定額法）によっております。

（2）市場価格のないその他有価証券は、移動平均法による原価法です。

2. 固定資産の減価償却の方法は以下の通りです。

（1）有形固定資産

① 減価償却資産の償却方法は定率法です。

② 平成10年4月1日以降取得の建物の償却方法は定額法です。

③ 平成28年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物の償却方法は定額法です。

④ 平成15年4月1日以降に取得した30万円未満の少額減価償却資産については取得時に費用処理しております。

⑤ 耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

（2）無形固定資産

① 当会利用のソフトウェアについては当会における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

3. 引当金の計上基準は以下の通りです。

（1）貸倒引当金は、資産自己査定実施要領、会計経理規程及び貸倒償却及び貸倒引当金の計上基準に則り、以下の通り計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し、必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれか多い額（当事業年度は税法基準に基づき算定した繰入限度額を採用）を計上しております。

すべての債権は、資産自己査定実施要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は0円であります。

（2）退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務(当事業年度末時点の自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法)に基づき、必要額を計上しております。

（3）賞与引当金は、職員への賞与支払いに備えるため、職員に対する賞与の見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。

（4）役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金支出に備えるため、支給規程に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。

（5）睡眠貯金払戻引当金は、利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく払戻損失見込額を計上しております。

4. リース取引の処理方法は以下の通りです。

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、重要性の乏しいものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式です。

III. 会計方針の変更に関する注記

該当ありません

IV. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号2020年3月31日）を適用し、当事業年度より繰延税金資産の回収可能性についての見積りに関する情報を「会計上の見積りに関する注記」に記載しております。

V. 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

（1）当事業年度の財務諸表に計上した金額 2,144,052円

（2）その他の情報

繰延税金資産の計上は、翌事業年度以降において、未使用の繰越欠損金および将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っております。

翌事業年度以降の課税所得の見積りについては、令和2年10月に作成した広域再編計画を基礎として、当会が将

来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の財務諸表において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の財務諸表において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

VI. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当ありません

VII. 誤謬の訂正に関する注記

該当ありません

VIII. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額は81,637,286円です。
2. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両、器具・備品の一部については、リース契約により使用しております。
3. 担保に供している資産は以下の通りです。

担保に供している資産 系統預け金 616,000,000円

担保資産に対応する債務 為替資金決済 4,075,140円

4. 理事及び監事に対する金銭債権の総額は875,560,170円です。
5. リスク管理債権の内訳は以下の通りです。

- (1) 貸出金のうち、破綻先債権額は0円、延滞債権額は0円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることとその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものです。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものです。

- (2) 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は0円です。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

- (3) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は0円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

- (4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は0円です。

なお、上記1）から4）に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

6. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は、225,173,819円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が215,000,000円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている内部手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

IX. 損益計算書に関する注記

該当ありません

X. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当会は、新潟県を事業区域として、地元の漁業者等が組合員となっている各地のJ Fが会員となって運営されている協同組織金融機関であり、主に会員およびその組合員（以下、所属員という。）に対して貯金の受入や事業資金の貸付等の信用事業を行っており、これに伴う金融商品を有しております。

当会は貯金を原資として、資金を必要とする所属員等に貸付を行っております。また、残った資金は農林中金に預け入れるほか、国債による運用を行っております。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、取引先等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。決算日現在における貸出金のうち、82.6%は水産業に対するものであり、当該水産業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。また、有価証券は主に債券であり、満期保有目的で有しております。これらは、発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金については、日銀成長基盤強化支援資金を農林中央金庫から借り入れております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理体制

当会は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しております。また、通常の貸出取引については、本店に審査指導部を設置し、各営業店との連携を図りながら与信審査を行っております。審査に当たっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っております。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っております。不良債権については管理・回収方針を作成・実施し、資産の健全化に取り組んでおります。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「貸倒償却及び貸倒引当金の計上基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において信用情報や時価の把握を定期的に行うこととしております。

② 市場リスクの管理

当会では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場リスクを的確に管理することにより、収益化及び財務の安定化を図っております。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視するALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めております。

とりわけ有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当会の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する余裕金運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っております。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び余裕金運用会議で決定された方針などに基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い、経営層に報告しております。

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品であります。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」、「貯金」、「借入金」です。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.20%上昇したものと想定した場合には、経済価値が22,125,917円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品毎に異なる流動性を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（4. 参照のこと）。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金	293,374,258	293,374,258	—
(2) 預け金	22,571,157,353	22,571,227,927	70,574
(3) 有価証券 満期保有目的の債券	1,140,228,448	1,158,850,000	18,621,552
(4) 貸出金 a	3,040,728,885		
貸倒引当金(*) b	△ 9,362,259		
a + b	3,031,366,626	3,327,043,583	295,676,957
資 産 計	27,036,126,685	27,350,495,768	314,369,083
(1) 貯金	27,131,707,179	27,135,676,907	3,969,728
(2) 借入金	100,000,000	100,000,000	—
負 債 計	27,231,707,179	27,235,676,907	3,969,728

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

3. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 預け金

満期のない預け金及び満期のある変動金利の預金については、短期間で市場金利を反映するため、当該帳簿価額によっております。

満期のある固定金利の預け金については、期間に基づく区分ごとに、新規に預け入れた場合に想定される預金金利で元利金の合計額を割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利のうち証書貸付金によるものは、回収見込額等に基づいて貸倒引当金を計上しているため、時価は、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を貨幣の時間価値のみを反映した無リスクの利子率であるLIBOR・円SWAPレートで割り引いた額から決算日現在の貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

上記以外の手形貸付については、短期間で償還されることから、時価は簿価と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

また、延滞口座、特殊回収口座、期限の利益喪失口座については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

なお、貸出金のうち、当該貸付を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。変動金利の定期貯金については、短期間で市場金利を反映するため、当該帳簿価額によっております。

また、固定金利の定期貯金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、決算日時点で新規に貯金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

借入金については、変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

4. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次の通りであり、2. の金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：円)

区 分	貸借対照表計上額
① 系統出資(*)	1,243,680,000
② 系統外出資(*)	217,130,000
合 計	1,460,810,000

(*) 系統出資及び系統外出資については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

5. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：円)

	1 年 以 内	1 年 超 2 年 以 内	2 年 超 3 年 以 内	3 年 超 4 年 以 内	4 年 超 5 年 以 内	5 年 超
預け金	22,571,157,353	0	0	0	0	0
有価証券	240,000,000	240,000,000	240,000,000	240,000,000	180,000,000	0
満期保有 目的の債券	240,000,000	240,000,000	240,000,000	240,000,000	180,000,000	0
貸出金(*)	436,855,483	334,139,795	424,820,459	248,452,605	227,106,728	1,358,114,989
合 計	23,248,012,836	574,139,795	664,820,459	488,452,605	407,106,728	1,358,114,989

(*) 貸出金のうち、延滞口座、特殊回収口座、期限の利益喪失口座等の11,238,826円は、含めておりません。
なお、一部の金融機関向けの貸出金148,000,000円は2年超3年以内に含めております。

6. 貯金、借入金の決算日後の返済予定額

(単位：円)

	1 年 以 内	1 年 超 2 年 以 内	2 年 超 3 年 以 内	3 年 超 4 年 以 内	4 年 超 5 年 以 内	5 年 超
貯金(*)	26,481,147,247	328,321,319	277,192,728	21,961,073	23,084,812	0
借入金	100,000,000	0	0	0	0	0
合 計	26,581,147,247	328,321,319	277,192,728	21,961,073	23,084,812	0

(*) 貯金のうち要求払貯金11,243,705,835円については、「1年以内」に含めて開示しております。
また、貯金のうち定期積金は元金のみ開示し、給付補てん備金については含めておりません。

X I．有価証券に関する注記

1．有価証券の時価、評価差額等に関する事項は以下の通りであります。

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの (単位：円)

		貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	1, 140, 228, 448	1, 158, 850, 000	18, 621, 552
	地方債	0	0	0
	社 債	0	0	0
	金融債	0	0	0
小 計		1, 140, 228, 448	1, 158, 850, 000	18, 621, 552
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	0	0	0
	地方債	0	0	0
	社 債	0	0	0
	金融債	0	0	0
小 計		0	0	0
合 計		1, 140, 228, 448	1, 158, 850, 000	18, 621, 552

2．当事業年度において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

X II．退職給付に関する注記

1．退職給付債務等の内容は以下の通りであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準委員会平成28年12月16日）に基づき、簡便法により行っております。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	58, 838, 960円
退職給付費用	6, 218, 220円
期末における退職給付引当金	<u>65, 057, 180円</u>

(3) 退職給付債務及び貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	<u>65, 057, 180円</u>
退職給付引当金	<u>65, 057, 180円</u>

(4) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	6, 218, 220円
----------------	--------------

2．福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金1, 231, 337円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和2年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は14, 001千円となっています。

X III．税効果会計に関する注記

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳は以下の通りです。

(単位：円)

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金 (*1)	1, 312, 805
賞与引当金超過額	831, 247
退職給付引当金超過額	17, 994, 816
睡眠貯金引当金超過額	58, 551
繰延税金資産 小計	20, 197, 419
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (*1)	0
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	△ 18, 053, 367
評価性引当額小計	△ 18, 053, 367
繰延税金資産	2, 144, 052

(*1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (a)	—	—	—	439,612	700,090	173,103	1,312,805
評価性引当額	—	—	—	0	0	0	0
繰延税金資産	—	—	—	439,612	700,090	173,103	1,312,805

(a) 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額である。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳は以下の通りです。

法定実効税率	27.66 %
(調整)	
交際費等永久に損金にされない項目	9.24 %
受取配当金等永久に益金にされない項目	△ 15.03 %
住民税均等割等	2.73 %
評価性引当額の増減	△ 16.99 %
教育情報資金	△ 2.48 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.13 %

XⅣ. 賃貸等不動産に関する注記
該当ありません

XⅤ. リースにより使用する固定資産に関する注記
該当ありません

XⅥ. 資産除去債務に関する注記
当会は、港湾管理条例に基づき新潟県からの使用許可を受けて設置した施設や構築物について資産計上をしており、これらの施設等については使用終了時には原状回復にかかる債務を有しております。これらの許可を受けて設置した施設等については、港湾管理条例の定めるところにより、その変更等につき新潟県知事の許可が必要であり、また、現時点で事業の廃止や当該施設等の撤去等を行う予定はないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

XⅦ. 重要な後発事象に関する注記
吸収合併対象資産の全部において、当該吸収合併直前の帳簿価額を付する吸収合併が行われます。
(1) 吸収合併消滅連合会の名称 新潟県信用漁業協同組合連合会
(2) 吸収合併の目的 経営資源の結集による経営の安定化
(3) 吸収合併日 令和3年4月1日
(4) 吸収合併存続連合会の名称 東日本信用漁業協同組合連合会
(5) 合併比率及び算出方法 1対1の対等合併
(6) 出資一口当たりの金額 10,000円

XⅧ. その他の注記
該当ありません

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	01 年 度 末	02 年 度 末
I 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益（又は税引前当期損失）	33	22
減価償却費	5	6
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△ 1	1
退職給付引当金の増加額	5	6
その他の引当金・積立金の増減額（△は減少）	0	△ 6
資金運用収益	△ 212	△ 196
資金調達費用	6	6
有価証券関係損益（△は益）	0	0
固定資産処分損益	0	0
貸出金の純増減（△は純増）	72	△ 309
預け金の純増減（△は純増）	150	△ 850
貯金の純増減（△は純減）	△ 628	858
借入金の純増減（△は純減）	—	△ 200
教育情報資金	△ 2	△ 2
事業分量配当金の支払額	△ 3	△ 15
その他	△ 8	1
資金運用による収入	216	197
資金調達による支出	△ 7	△ 6
小計	△ 372	△ 484
法人税等の支払額	△ 0	△ 0
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 373	△ 484
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	—	—
有価証券の償還による収入	340	240
固定資産の取得による支出	△ 9	△ 2
固定資産の処分による収入	—	—
外部出資による支出	—	—
外部出資の売却等による収入	—	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	330	237
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	0	—
出資配当金の支払額	△ 2	△ 2
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 2	△ 2
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
V 現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△ 46	△ 250
VI 現金及び現金同等物の期首残高	1,494	1,448
VII 現金及び現金同等物の当期末残高	1,448	1,197

貯 金

種類別・貯金者別貯金残高

(単位：百万円、%)

			01 年 度 末		02 年 度 末	
			金 額	構成比	金 額	構成比
当座性貯金	当座貯金		3	0.0	3	0.0
	普通貯金		11,023	40.6	11,061	40.8
	貯蓄貯金		43	0.2	42	0.2
	納税準備貯金		35	0.1	34	0.1
	通知貯金		60	0.2	60	0.2
	別段貯金		38	0.1	42	0.2
	計		11,203	41.3	11,243	41.4
定期性貯金	定期貯金		14,862	54.8	15,674	57.8
	(うち固定自由金利定期)		(14,862)	(56.6)	(15,674)	(59.7)
	(うち変動自由金利定期)		(—)	(—)	(—)	(—)
	積立定期貯金		109	0.4	115	0.4
	定期積金		97	0.4	97	0.4
	計		15,069	55.5	15,888	58.6
合計			26,273	96.8	27,131	100.0
貯金者区分残高	員内	会員	1,829	6.7	2,854	10.5
		組合員直接預り	14,019	51.7	13,885	51.2
		計	15,848	58.4	16,739	61.7
	員外	地方公共団体	1,400	5.2	1,369	5.0
		金融機関	0	0.0	—	—
		その他	9,024	33.3	9,022	33.3
		計	10,424	38.5	10,391	38.3

(注1) 固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金

(注2) 変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

	01 年 度		02 年 度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
流動性貯金	10,668	40.7	11,102	42.4	434
定期性貯金	15,344	58.6	15,048	57.5	△ 296
その他の貯金	24	0.1	31	0.1	7
計	26,057	99.5	26,181	100.0	124
譲渡性貯金	—	—	—	—	—
合計	26,057	100.0	26,181	100.0	124

(注1) 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋納税準備貯金＋通知貯金

(注2) 定期性貯金＝定期貯金＋積立定期貯金＋定期積金

(注3) その他の貯金＝別段貯金

財形貯蓄残高

該当ありません

貸出金

種類別・使途別・貸出者別貸出金残高

(単位：百万円、%)

			01 年 度 末		02 年 度 末		増 減
			金 額	構成比	金 額	構成比	
割引手形			—	—	—	—	—
手形貸付			54	0.5	43	1.4	△ 11
証書貸付			2,493	93.0	2,816	92.6	323
当座貸越			35	1.2	32	1.1	△ 3
金融機関貸付			148	5.3	148	4.9	0
合 計			2,731	100.0	3,040	100.0	309
固定金利貸出			2,423	90.6	2,730	88.7	307
変動金利貸出			308	9.4	310	11.3	2
設備資金			2,461	90.9	2,561	90.1	100
運転資金			270	9.1	479	9.9	209
貸出者区分残高	員 内	会 員	851	32.7	883	31.1	32
		組合員直接貸付	1,396	50.4	1,527	51.1	131
		計	2,247	83.1	2,410	82.3	163
	員 外	地方公共団体	72	3.6	185	2.6	113
		金融機関	148	5.2	148	5.4	0
		その他	263	8.0	297	9.6	34
		計	484	16.9	630	17.7	146

科目別貸出金平均残高

(単位：百万円、%)

			01 年 度		02 年 度		増 減
			金 額	構成比	金 額	構成比	
割引手形			—	—	—	—	—
手形貸付			224	7.1	260	8.4	36
証書貸付			2,504	83.4	2,635	85.4	131
当座貸越			38	1.3	41	1.3	3
金融機関貸付			148	8.2	148	4.8	0
合 計			2,914	100.0	3,085	100.0	171

貸出金担保別内訳

(単位：百万円)

	01 年 度 末	02 年 度 末	増 減
貯金等	90	43	△ 47
有価証券	—	—	—
動産	13	68	55
不動産	468	515	47
その他担保物件	—	—	—
計	572	627	55
漁信基保証	1,777	1,843	66
その他保証	61	108	47
計	1,839	1,952	113
信用	320	461	141
合 計	2,731	3,040	309

債務保証担保別内訳

(単位：百万円)

	01 年 度 末	02 年 度 末	増 減
貯金等	—	—	—
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	—	—	—
その他担保物件	—	—	—
計	—	—	—
漁信基保証	—	—	—
信用	—	—	—
合計	—	—	—

業種別貸出金残高

(単位：百万円、%)

	01 年 度 末		02 年 度 末		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
農林水産業	2,247	82.3	2,410	79.3	163
製造業	—	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—	—
運輸・通信業	—	—	—	—	—
卸売・小売業	—	—	—	—	—
金融・保険業	148	5.4	148	4.9	0
不動産業	—	—	—	—	—
サービス業	—	—	—	—	—
地方公共団体	72	2.6	184	6.0	112
その他	263	9.7	297	9.8	34
合計	2,731	100.0	3,040	100.0	309

主要な水産業関係資金の貸出金残高

(漁業種別等別)

(単位：百万円)

		01 年 度 末	02 年 度 末	増 減
漁業	海面漁業	911	945	34
	海面養殖業	9	7	△ 2
	その他漁業	2	7	5
漁業関係団体等		857	947	90
合計		1,781	1,907	126

- ※1 本表は、水産業関係の貸出金残高であるため、水産業者に対する水産業関係資金以外の貸出金残高（生活資金等）は含めておりません。
- ※2 漁連・漁協・水産加工業者やそれらの子会社等に対する貸出は「漁業関係団体等」に記載しております。（地公体、金融機関に対する貸出は含めておりません）
- ※3 公庫転貸資金のうち、転貸漁協における漁業者向け貸出金も含めております。

(資金種別別)

<貸出金>

(単位：百万円)

	01 年 度 末	02 年 度 末	増 減
プロパー資金	464	624	160
水産制度資金	1,316	1,282	△ 34
漁業近代化資金	1,316	1,282	△ 34
その他制度資金等	—	—	—
合計	1,781	1,907	126

※4 プロパー資金とは、信漁連原資の貸出金のうち、制度資金以外のものです。

※5 水産制度資金には、①地公体等が直接的または間接的に融資するもの、②地公体等が利子補給等を行うことで信漁連が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは②のみを掲載しております。ただし、公庫転貸資金のうち、転貸漁協における漁業者向け貸出金は、その他制度資金等を含めております。

<受託貸付金>

(単位：百万円)

	01 年 度 末	02 年 度 末	増 減
日本政策金融公庫資金 (農林水産事業)	—	—	—
その他	58	62	4
合計	58	62	4

※6 受託貸付金は、保証残高ではなく、貸出残高を記入しております。

※7 公庫転貸資金のうち転貸漁協における漁業者向け貸出金は、※5のとおり水産制度資金のその他制度資金等に記載しております(受託金融機関は受託貸付金に記載しております)。

有価証券

種類別有価証券平均残高

(単位：百万円、%)

	01 年 度		02 年 度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
国債	1,523	96.5	1,284	100.0	△ 239
地方債	—	—	—	—	—
政府保証債	—	—	—	—	—
金融債	55	3.5	—	—	△ 55
社債	—	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—	—
株式	—	—	—	—	—
受益証券	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
合計	1,578	100.0	1,284	100.0	△ 294

有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定めなし	合 計
令和 元 年度 末	国債	240	480	480	180	—	—	—	1,380
	地方債	—	—	—	—	—	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—	—	—
	外国証券	—	—	—	—	—	—	—	—
	株式	—	—	—	—	—	—	—	—
	受益証券	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—
令和 2 年度 末	国債	240	480	420	—	—	—	—	1,140
	地方債	—	—	—	—	—	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—	—	—
	外国証券	—	—	—	—	—	—	—	—
	株式	—	—	—	—	—	—	—	—
	受益証券	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—

有価証券の取得価額、時価及び評価損益

○有価証券

(単位：百万円)

保有目的	01 年 度 末			02 年 度 末		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
売買目的	—	—	—	—	—	—
満期保有目的	1,380	1,410	29	1,140	1,158	18
その他	—	—	—	—	—	—
合計	1,380	1,410	29	1,140	1,158	18

1. 本表記載の有価証券は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

- ① 売買目的有価証券については、保有しておりません。
- ② 満期保有目的有価証券については、取得原価が貸借対照表価額として計上されております。
- ③ その他有価証券については、時価を貸借対照表価額としております。

保有有価証券の利回り

(単位：％)

	01 年 度	02 年 度
国債	0.81	0.73
地方債	—	—
金融債	0.24	—
社債	—	—
以上平均	0.79	0.73

オフバランス取引の状況

当会では、01年度及び02年度においてオフバランス取引に係る契約金額・想定元本額はありません。

受託業務・為替業務等

受託貸付金の残高

(単位：百万円)

受 託 先	01 年 度 末	02 年 度 末
(株)日本政策金融公庫（農林水産）	—	18
住宅金融支援機構	22	20
独立行政法人福祉医療機構	—	—
(株)日本政策金融公庫（国民生活）	—	—
新潟県	35	23
合計	58	62

内国為替の取扱実績

(単位：件、百万円)

			01 年 度 末		02 年 度 末	
			仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
種 類	送金・振込	(件 数)	(9,395)	(11,559)	(8,568)	(12,455)
		金 額	8,018	8,562	6,952	9,334
	代金取立	(件 数)	(8)	(—)	(3)	(—)
		金 額	7	—	1	—
	合計	(件 数)	(9,403)	(11,559)	(8,571)	(12,455)
		金 額	8,025	8,562	6,954	9,334

平残・利回り等

粗利益

(単位：百万円、%)

区 分	01 年 度	02 年 度
資金運用収益	212	196
資金調達費用	6	6
資金運用収支	206	189
役務取引等収益	10	11
役務取引等費用	11	11
役務取引等収支	△ 1	0
その 他 事 業 収 益	36	27
受取出資配当金	35	24
受取助成金	0	3
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	—
その他の事業収益	—	—
その 他 事 業 費 用	3	2
その他事業収支	32	25
事業粗利益	237	216
事業粗利益率	0.92	0.84
事業純益	25	20
実質事業純益	25	21
コア事業純益	25	21
コア事業純益 (投資信託解約損益除く)	25	21

(注) 事業粗利益率＝事業粗利益／資金運用勘定平均残高×100

資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

(単位：百万円、%)

	01 年 度			02 年 度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	25,765	212	0.83	25,859	196	0.76
貸出金	2,914	51	1.75	3,085	52	1.70
預け金	21,272	149	0.70	21,489	134	0.62
有価証券	1,578	12	0.79	1,284	9	0.73
資金調達勘定	26,357	6	0.02	26,357	6	0.02
貯金・定積	26,057	6	0.02	26,181	6	0.02
借入金	300	—	—	234	—	—
貯金原価率	—			—		
総資金利鞘	—			—		

(注) 総資金利鞘＝総資金運用利回り－総資金原価率

受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

	01年度増減額	02年度増減額
受 取 利 息	△ 1	△ 16
うち 貸出金	△ 10	1
有価証券	△ 3	△ 3
預け金	13	△ 15
支 払 利 息	0	△ 0
うち 貯金	0	△ 0
譲渡性貯金	—	—
借入金	—	—
差引	△ 1	△ 16

(注) 増減額は前年度対比です。

経費の内訳

(単位：百万円)

	01 年 度	02 年 度
人件費	110	102
役員報酬	15	15
給料手当	73	65
賞与引当金戻入	△ 3	△ 3
賞与引当金繰入	3	3
福利厚生費	14	13
退職給付費用	6	6
役員退職慰労引当金繰入	1	2
旅費交通費	5	2
業務費	54	49
負担金	8	9
施設費	26	27
貯金保険料	2	2
雑費	0	0
税金	0	0
合計	208	194

諸指標

最近5年間の主要な経営指標

(単位：百万円、口)

	28年度	29年度	30年度	01年度	02年度
経常収益	263	249	249	263	238
経常利益	11	12	26	33	22
当期剰余金	10	9	26	31	21
出資金	874	874	874	874	874
出資口数	174, 840	174, 840	174, 840	174, 844	174, 844
純資産額	1, 236	1, 241	1, 263	1, 287	1, 289
総資産額	27, 736	28, 301	28, 550	27, 959	28, 617
貯金等残高	26, 200	26, 656	26, 901	26, 273	27, 131
貸出金残高	2, 762	2, 990	2, 804	2, 731	3, 040
有価証券残高	2, 400	2, 060	1, 720	1, 380	1, 140
剰余金配当額	2	2	5	17	—
・ 出資配当額	2	2	2	2	—
・ 事業利用分量配当の額	0	0	3	15	—
職員数	23人	19人	19人	18人	18人
単体自己資本比率	15. 32%	15. 16%	13. 87%	14. 11%	13. 83%

(注) 「単体自己資本比率」は、「漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第3号)に基づき算出しております。

自己資本の充実の状況

■ 自己資本調達手段の概要に関する事項

○ 自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。

令和3年3月末における自己資本比率は、内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、13.83%となりました。

○ 経営の健全化の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は、会員からの普通出資金のほか、非累積的永久優先出資により調達しております。

普通出資金

項 目	内 容
発行主体	新潟県信用漁業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	774百万円（前年度774百万円）

非累積的永久優先出資

項 目	内 容
発行主体	新潟県信用漁業協同組合連合会
資本調達手段の種類	非累積的永久優先出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	100百万円（前年度100百万円）

当会では、将来的な信用リスクや金利リスクの増加に備えて、安定的な自己資本比率の維持に努めるため、内部留保による自己資本増強を行っております。

また、自己資本の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」および「自己資本比率算出事務手続」をを制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。

これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

自己資本の構成に関する事項

新潟県信漁連

標準的手法

(単位：百万円、%)

項 目	当期末	前期末	
			経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	1,286	1,269	
うち、出資金及び資本準備金の額	874	874	
うち、再評価積立金の額	-	-	
うち、利益剰余金の額	414	413	
うち、外部流出予定額 (△)	△ 2	△ 17	
うち、上記以外に該当するものの額	-	-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	9	8	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	9	8	
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-	
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	
うち、回転出資金の額	-	-	
うち、上記以外に該当するものの額	-	-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	1,295	1,278	
コア資本に係る調整項目 (2)			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	0	0	
うち、のれんに係るものの額	-	-	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	0	0	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	0	0	
適格引当金不足額	-	-	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	
前払年金費用の額	-	-	
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	

コア資本に係る調整項目の額（ロ）	0	0	
自己資本			
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	1,295	1,277	
リスク・アセット等（3）			
信用リスク・アセットの額の合計額	8,937	8,617	
資産（オン・バランス）項目	8,937	8,617	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（▲）	-	-	
うち、上記以外に該当するものの額	-	-	
オフ・バランス項目	-	-	
CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額	-	-	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	-	-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	423	429	
信用リスク・アセット調整額	-	-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-	
リスク・アセット等の額の合計額（二）	9,360	9,046	
自己資本比率			
自己資本比率（（ハ）／（二））	13.83	14.11	
	%	%	

（注） オペレーショナル・リスクに関する記載：（基礎的手法を使用＝1、粗利益配分手法を使用＝2、先進的計測手法を使用＝3）

1

自己資本の充実に関する事項

(単位：百万円)

信用リスク・アセット額 (標準的手法)	01 年 度 末			02 年 度 末		
	エクスポ ージャーの期 末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%	エクスポ ージャーの期 末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%
現金	393	0	0	293	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,381	0	0	1,141	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	75	0	0	187	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	21,883	4,376	175	22,581	4,516	180
法人等向け	—	—	—	—	—	—
中小企業等・個人向け	140	105	4	153	114	4
抵当権付住宅ローン	179	62	2	153	53	2
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞債権	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	0	0	0	0	0	0
漁業信用基金協会等保証	1,777	177	7	1,848	184	7
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
出資等	335	335	13	335	335	13
（うち出資等のエクスポージャー）	335	335	13	335	335	13
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
上記以外	1,772	3,644	145	1,903	3,775	151
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するものの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫の対象普通出資等に係るエクスポージャー）	1,246	3,115	124	1,246	3,115	124
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	2	5	0	2	5	0
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	524	524	20	655	655	26
証券化	—	—	—	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—
（うち非STC要件適用分）	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
（うちルックスルー方式）	—	—	—	—	—	—
（うちマンドート方式）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式250%）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式400%）	—	—	—	—	—	—
（うちフォールバック方式）	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるものの額	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—	—	—	—
CVAリスク相当額÷8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合 計（信用リスク・アセットの額）	27,939	8,702	349	28,599	8,981	359

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

01 年 度 末			02 年 度 末		
粗利益額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	粗利益額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額
a	$b=a \times 15\% \div 8\%$	$b=a \times 4\%$	a	$b=a \times 15\% \div 8\%$	$b=a \times 4\%$
237	445	9	215	403	8

(注) 1 オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たり、当会では基礎的手法を採用しています。

所要自己資本額

(単位：百万円)

01 年 度 末		02 年 度 末	
リスク・アセット (分母) 合計	所要自己資本額	リスク・アセット (分母) 合計	所要自己資本額
a	$b=a \times 4\%$	a	$b=a \times 4\%$
9, 046	361	9, 360	374

■ 信用リスクに関する事項

○ 標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しております。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適合格付機関
株式会社格付投資情報センター（R & I）
株式会社日本格付研究所（J C R）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（M o o d y’ s）
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ（S & P）
フィッチレーティングスリミテッド（F i t c h）

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適合格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適合格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I、Moody’s、JCR、S&P、Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I、Moody’s、JCR、S&P、Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I、Moody’s、JCR、S&P、Fitch	

信用リスクに関するエクスポージャーの業種別の期末残高及び主な種類別の内訳

（単位：百万円）

		01 年 度 末			02 年 度 末		
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高			信用リスクに関するエクスポージャーの残高		
			うち貸出金等	うち債権		うち貸出金等	うち債権
法 人	農林水産業	971	971	—	1,029	1,029	—
	製造業	—	—	—	—	—	—
	建設業	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売業	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	22,031	148	—	22,730	148	—
	不動産業	—	—	—	—	—	—
	サービス業	—	—	—	—	—	—
	地方公共団体	72	72	—	184	184	—
	その他	1,381	—	1,381	1,141	—	1,141
個人		1,548	1,548		1,686	1,686	
固定資産等		1,934			1,827		
合計		27,939	2,740	1,381	28,599	3,048	1,141

- (注) 1 全て国内取引です。
- 2 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。
- 3 当会は、デリバティブ取引の取り扱いはありません。

信用リスクに関するエクスポージャーの残存期間別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

	01 年 度 末			02 年 度 末		
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			信用リスクに関するエクスポージャーの残高		
		うち貸出金等	うち債権		うち貸出金等	うち債権
1年以下	24,172	112	241	24,760	109	241
1年超3年以下	735	255	480	706	226	480
3年超5年以下	834	354	480	803	383	420
5年超7年以下	448	268	180	229	229	—
7年超	1,730	1,730	—	2,088	2,088	—
期限の定めなし	18	18	—	11	11	—
合計	27,939	2,740	1,381	28,599	3,048	1,141

- (注) 1 全て国内取引です。
- 2 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。

3月以上延滞エクスポージャーの期末残高及び業種別の内訳

(単位：百万円)

		01 年 度 末		02 年 度 末	
法人	農林水産業	—		—	
	製造業	—		—	
	建設業	—		—	
	運輸・通信業	—		—	
	卸売・小売業	—		—	
	金融・保険業	—		—	
	不動産業	—		—	
	サービス業	—		—	
	地方公共団体	—		—	
	その他	—		—	
個人		—		—	
合計		—		—	

(注) 全て国内取引です。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		01 年 度 末				02 年 度 末			
		期首 残高	期中 増加	期中減少額		期首 残高	期中 増加	期中減少額	
				使用目的	その他			使用目的	その他
一般貸倒引当金		9	8	—	9	8	8	—	8
個別貸倒引当金		—	—	—	—	—	—	—	—
法人	農林水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設業	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売業	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
	不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—
	地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—
個人		—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 全て国内取引です。

貸出金償却の額

(単位：百万円)

		01 年 度 末	02 年 度 末
法 人	農林水産業	—	—
	製造業	—	—
	建設業	—	—
	運輸・通信業	—	—
	卸売・小売業	—	—
	金融・保険業	—	—
	不動産業	—	—
	サービス業	—	—
	地方公共団体	—	—
	その他	—	—
	個人	—	—
合計		—	—

信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

(単位：百万円)

		01 年 度 末			02 年 度 末		
		格付有	格付無	計	格付有	格付無	計
信用 リス ク 削 減 効 果 勘 案 後 残 高	0%	1,381	468	1,850	1,141	480	1,622
	10%	—	1,791	1,791	—	1,860	1,860
	20%	21,883	—	21,883	22,582	—	22,582
	35%	—	165	165	—	148	148
	50%	—	—	—	—	—	—
	75%	—	109	109	—	126	126
	100%	—	800	800	—	967	967
	150%	—	—	—	—	—	—
	200%	—	—	—	—	—	—
	250%	1,246	2	1,248	1,246	2	1,248
	1250%	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
自己資本控除額		—	—	—	—	—	—
合計		24,511	3,337	27,849	24,970	3,586	28,556

■ 信用リスク削減手法に関する事項

○ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方法及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

また、貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または証券会社、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	01 年 度 末		02 年 度 末	
	適格金融資産担保	保 証	適格金融資産担保	保 証
地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	—
中小企業等・個人向け	—	109	—	126
抵当権付住宅ローン	—	165	—	148
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上延滞債権	—	—	—	—
漁業信用基金協会等保証	—	—	—	—
その他	—	465	—	632
合計	—	739	—	906

■ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

「派生商品取引」とは、その価格(現在価値)が他の証券・商品(原資産)の価格に依存して決定される金融商品(先物、オプション、スワップ等)に係る取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡しまたは決済を行う取引であって、約定日から受渡日(決済日)までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡しまたは資金の支払を行う取引です。

当会では、派生商品取引および長期決済期間取引を取り扱わない方針であり、取り扱い実績はありません。

■ 証券化エクスポージャーに関する事項

「証券化エクスポージャー」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。

当会では証券化商品を取り扱わない方針であり、取扱い実績はありません。

■ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	01年度	02年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

■ 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

○ 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方法及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当会においては、これらを①その他有価証券、②系統および系統外出資に区分して管理しています。

その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況などを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成する余裕金運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及び運用会議で決定された取引方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等又は株式等の評価等については、①その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。②系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	01 年 度 末		02 年 度 末	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非 上 場	1,460		1,460	
合 計	1,460		1,460	

出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

	01 年 度 末			02 年 度 末		
	売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
上 場	—	—	—	—	—	—
非 上 場	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—

貸借対照表で認識された損益計算書で認識されない評価損益の額

(その他有価証券の評価損益等)

(単位：百万円)

	01 年 度 末		02 年 度 末	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上 場	—	—	—	—
非 上 場	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関係会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

	01 年 度 末		02 年 度 末	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上 場	—	—	—	—
非 上 場	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

■ 金利リスクに関する事項

○ 金利リスクの算定方法の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会における、リスク管理方針および手続きについては以下のとおりです。

・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当会は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

月末を基準日として、四半期ごとにIRRBBを計測しています。

当会では、市場金利が上下2%変動した場合の金利リスク量を算出しています。

なお、当座性貯金については、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される貯金としてコア貯金と定義し、残高の50%相当額を満期5年までの期間に均等配賦（平均残存2.5年）して金利リスクを算定しています。

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は2.50年となっております。

・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

・複数の通貨の集計方法およびその前提

本会は円通貨しか取り扱っておりません。

・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

・内部モデルの使用等、△EVEに重大な影響を及ぼすその他の前提、前事業年度末の開示からの変動に関する説明

内部モデルは使用しておりません。

・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇△EVE以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、水協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEと大きく異なる点

特段ありません。

金利リスクに関する事項

IRRBB 1：金利リスク

(単位：百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	129	101	65	52
2	下方パラレルシフト	0	0	1	1
3	スティープ化	94	82		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	129	101	65	52
		ホ		ヘ	
		当期末	前期末	当期末	前期末
8	自己資本の額	1,295	1,277		

- ・「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁・農水省告示第5号(平成31年2月18日付)の改正に基づき、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法を変更しており、開示初年度となることから当期末分のみを開示しております。
- ・「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

経営諸指標

(単位：百万円)

	01 年 度 末	02 年 度 末
(貯 貸 率 等)		
貯 貸 率 (期 末)	10.39%	11.21%
貯 貸 率 (期 中)	11.18%	11.79%
貯 預 率 (期 末)	83.24%	83.19%
貯 預 率 (期 中)	81.63%	82.08%
貯 証 率 (期 末)	5.25%	4.20%
貯 証 率 (期 中)	6.05%	4.91%
一従業員当たり貯金残高	1,459	1,507
一店舗当たり貯金残高	8,757	9,043
一従業員当たり貸出金残高	151	168
一店舗当たり貸出金残高	910	1,013
(利 益 率)		
総 資 産 経 常 利 益 率	0.12%	0.08%
資 本 経 常 利 益 率	2.66%	1.83%
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.11%	0.08%
資 本 当 期 純 利 益 率	2.53%	1.74%

(注1) 総資産経常(当期)利益率＝経常(当期)利益／総資産平均残高(偶発債務見返除く)×100

(注2) 資本経常(当期)利益率＝経常(当期)利益／資本勘定平均残高×100

(注3) 従業員数並びに店舗数は代理店を含まない。

リスク管理情報等

リスク管理債権残高及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

	01 年 度 末	02 年 度 末	増 減
リスク管理債権総額	—	—	—
(A) = ① + ② + ③ + ④			
破 綻 先 債 権 額 ①	—	—	—
延 滞 債 権 額 ②	—	—	—
3ヶ月以上延滞債権額 ③	—	—	—
貸出条件緩和債権額 ④	—	—	—
保全額合計 (D) = (B) + (C)	—	—	—
担 保 ・ 保 証 付 債 権 額 (B)	—	—	—
貸 倒 引 当 金 残 高 (C)	—	—	—
保全率 (D) / (A)	—	—	—

(注1) 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の延滞が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じたものをいいます。

(注2) 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金であって、注1に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息を猶予したもの以外のものをいいます。

(注3) 「3ヶ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金（注1、注2に掲げるものを除く。）をいいます。

(注4) 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ること目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（注1、注2、注3に掲げるものを除く。）をいいます。

(注5) 「担保・保証付債権額 (B)」は、「リスク管理債権総額 (A)」のうち自己査定に基づいて計算した貯金・定期積金及び不動産等の確実な担保の処分可能見込額並びに漁業信用基金協会及び公的保証機関等確実な保証先による保証付貸出金についての当該担保・保証の合計額です。

(注6) 「貸倒引当金残高 (C)」は、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。

金融再生法開示債権残高及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

	01 年 度 末	02 年 度 末	増 減
破産更正債権及びこれらに準ずる債権	—	—	—
危 険 債 権	—	—	—
要 管 理 債 権	—	—	—
不良債権額合計 (A)	—	—	—
正 常 債 権	2,731	3,040	309
保全額合計 (D) = (B) + (C)	—	—	—
担保・保証付債権額 (B)	—	—	—
貸倒引当金残高 (C)	—	—	—
保全率 (D) / (A)	—	—	—

- (注1) 「破綻更正債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の理由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
- (注2) 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
- (注3) 「要管理債権」とは、基本的には、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権をいいます。
- (注4) 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破綻更正債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外のものに区分される債権をいいます。
- (注5) 「担保・保証付債権額 (B)」は、「金融再生法開示債権総額 (A)」のうち自己査定に基づいて計算した貯金・定期積金及び不動産等の確実な担保の処分可能見込額並びに漁業信用基金協会及び公的保証機関等確実な保証先による保証付貸出金についての当該担保・保証の合計額です。
- (注6) 「貸倒引当金残高 (C)」は、「正常債権」に対する貸倒引当金は含まれておりません。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	01 年 度 末					02 年 度 末				
	期首 残高	期中 増加高	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加高	期中減少額		期末 残高
			使用目的	その他				使用目的	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	9	8	—	9	8	8	9	—	8	9
個 別 貸 倒 引 当 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	9	8	—	9	8	8	9	—	8	9

貸出金償却の額

(単位：百万円)

	01 年 度 末	02 年 度 末
貸 出 金 償 却 額	—	—

役員等の報酬体系

○ 役員

◇ 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は理事及び監事をいいます。

◇ 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和2年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支給総額 (注2)	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員 (注1) に対する報酬等	15	2

(注1) 対象役員は、理事9名、監事4名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2) 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によっています。なお、基本報酬には、使用人兼務役員の使用人の報酬等を含めております。

◇ 対象役員の報酬等の決定等

① 役員報酬 (基本報酬)

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

○ 職員等

◇ 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和2年度において、対象職員等に該当するものはありませんでした。

(注1) 対象職員等には、期中に退職した者も含めております。

(注2) 「同等額」は、令和2年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

(注3) 令和2年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりませんでした。

○ その他

当会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

本会の組織

会 員 数

資 格 別	01年度末	02年度末	増 減
正 会 員	18	18	0
准 会 員	1	1	0
合 計	19	19	0

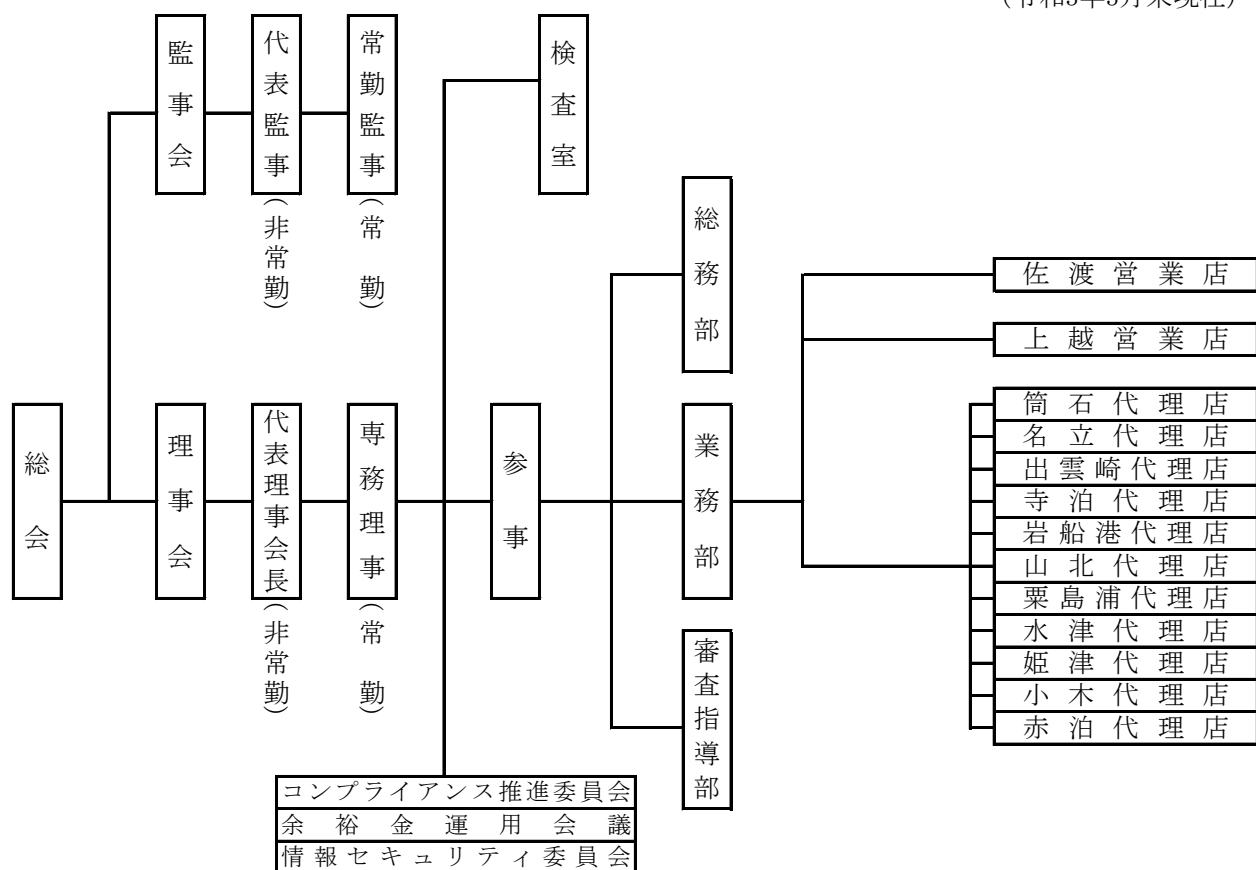
役 員

(令和3年3月末現在)

	氏 名
代表 理事 会 長	小 田 政 市
副 会 長 理 事	磯 谷 光 一
専務理事(員外)	樋 口 雄 一
理 事	長 崎 一 清
理 事	石 井 正 門
理 事	小 菅 三 郎
理 事	越 次 由 樹 人
理 事	濱 本 栄 一
理 事	佐 藤 正
代 表 監 事	本 間 要
常勤監事(員外)	清 水 政 幸
監 事	大 門 燈 一
監 事	坂 口 栄 治 郎

組織機構図

(令和3年3月末現在)



店 舗 一 覧

(令和3年3月末現在)

店 舗 名	住 所	電話番号
本 店	新潟市中央区万代島2番1号	(025) 241-7291
佐 渡 営 業 店	佐渡市両津夷98番地90	(0259) 23-3171
上 越 営 業 店	糸魚川市大字能生字中山7567番地2地先	(025) 566-5401
筒 石 代 理 店	糸魚川市筒石453番地5地先	(025) 567-2011
名 立 代 理 店	上越市名立区名立小泊1563番地1	(025) 537-2321
出 雲 崎 代 理 店	三島郡出雲崎町大字尼瀬無番地	(0258) 78-3161
寺 泊 代 理 店	長岡市寺泊大町9778番地1	(0258) 75-3125
岩 船 港 代 理 店	村上市岩船港町1番19号	(0254) 56-7621
山 北 代 理 店	村上市寝屋149番地	(0254) 77-3141
粟 島 浦 代 理 店	岩船郡粟島浦村84番地	(0254) 55-2121
水 津 代 理 店	佐渡市水津898番地	(0259) 29-2114
姫 津 代 理 店	佐渡市姫津306番地1	(0259) 75-2104
小 木 代 理 店	佐渡市小木町1949番地	(0259) 86-3125
赤 泊 代 理 店	佐渡市赤泊2456番地	(0259) 87-2031

自動機器の設置状況

A T M（現金自動預入・支払機）、記帳振込専用機の設置台数

		店 舗 内	店 舗 外
信 漁 連 設 置	A T M	3	0
	記帳振込専用機	0	3

協 同 会 社

該当ありません

特定信用事業代理業の状況

区分	氏名又は名称（称号）	主たる事務所の所在地	代理業を営む営業者 又は事業所の所在地
特定信用事業代理業			

沿革・歩み

- ◇ 昭和 25 年 11 月 創立総会を開催し、理事10名、監事3名を選出。
- ◇ 昭和 25 年 11 月 行政官庁の設立認可により、新潟市柳島町1丁目7番地新潟県漁業協同組合連合会内に於いて業務を開始。
- ◇ 昭和 39 年 6 月 新潟地震発生、市内柳島町の建物倒壊流失し、6月19日市内西大畑の農林中央金庫新潟支所内に仮事務所を移転し業務を再開。
- ◇ 昭和 39 年 11 月 両津市大字夷269番地3新潟県漁業協同組合連合会両津支所内に佐渡支所を開設。
- ◇ 昭和 42 年 7 月 本会事務所を新潟市万代島4番1号水産会館内に移転。
- ◇ 平成 5 年 11 月 全国漁協貯金ネットサービス取扱開始。
- ◇ 平成 6 年 5 月 県下の信用事業統合開始。
- ◇ 平成 7 年 1 月 能生町漁業協同組合内に上越支店を開設。
- ◇ 平成 9 年 9 月 県下の信用事業統合完了。
- ◇ 平成 10 年 10 月 M I C S（全国キャッシュサービス）提携開始。
- ◇ 平成 10 年 11 月 佐渡支店事務所を両津市大字夷98番地90佐渡水産会館に移転。
- ◇ 平成 12 年 10 月 郵貯とのC D・A T M相互利用取扱開始。
- ◇ 平成 14 年 7 月 インターネットバンキング取扱開始。
- ◇ 平成 16 年 1 月 マルチペイメントネットワークサービス取扱開始。
- ◇ 平成 17 年 11 月 セブン銀行のA T Mによる出金取引開始。
- ◇ 平成 19 年 5 月 セブン銀行、郵便局のA T Mでの入金取引開始。
- ◇ 平成 22 年 10 月 本店事務所を新潟市中央区万代島2番1号新潟県水産会館に移転。
- ◇ 平成 25 年 11 月 上越支店の為替業務を本店に集約し、「上越支店」を「上越営業店」へ改組。
- ◇ 平成 25 年 11 月 イーネットA T M、ローソンA T Mと提携開始。
- ◇ 平成 26 年 10 月 上越営業店の融資業務を本店に集約。
- ◇ 平成 29 年 10 月 佐渡支店の為替業務を本店に集約し、「佐渡支店」を「佐渡営業店」へ改組。
- ◇ 令和 1 年 6 月 本店・佐渡営業店にT V窓口システム導入。
- ◇ 令和 1 年 8 月 佐渡営業店の融資業務を本店に集約。
- ◇ 令和 2 年 2 月 新潟漁協西蒲支所に記帳振込専用機を設置。
- ◇ 令和 2 年 3 月 佐渡漁協高千支所、稲鯨支所に記帳振込専用機を設置。
- ◇ 令和 2 年 3 月 上越営業店、山北代理店、粟島浦代理店、赤泊代理店にT V窓口システム導入。
- ◇ 令和 2 年 10 月 青森県信漁連、岩手県信漁連、茨城県信漁連、千葉県信漁連、東京都信漁連、新潟県信漁連、富山県信漁連、石川県信漁連、福井県信漁連、静岡県信漁連、三重県信漁連による合併契約締結。
- ◇ 令和 3 年 3 月 岩船港代理店にT V窓口システム導入。

手数料一覧表

(令和3年3月31日現在)

		同一店内宛		系統金融機関宛		他金融機関宛	
		3万円未満	3万円以上	3万円未満	3万円以上	3万円未満	3万円以上
振込手数料	A T M扱い	無料	無料	110円	330円	440円	660円
	インターネットバンキング	無料	無料	110円	330円	330円	550円
	定時定額振込	無料	無料	110円	330円	440円	660円
	伝送扱い	110円	110円	220円	330円	440円	660円
	窓口扱い(電信扱い)	220円	220円	330円	440円	660円	880円
	文書扱い	—	—	660円	880円	660円	880円

- ※ 手数料は1件につき。なお、金額には消費税が含まれています。
- ※ 同一名義（同一顧客番号に限る。）間での口座振替については、無料にてお取扱い致します。
- ※ 義援金の振込及び地公体からの振込依頼につきましては、無料にてお取扱い致します。
- ※ 同一店内宛の給与振込手数料につきましては、所定の手続きによるものに関り、無料にてお取扱い致します。

送 金 手 数 料 （ 送 金 小 切 手 ）	系統金融機関宛		440円
	他金融機関宛		660円
代 金 取 立 手 数 料	小切手（市内）		220円
	小切手（市外）	系統金融機関宛	440円
		他金融機関宛（至急）	880円
		他金融機関宛（普通）	660円
再 発 行 手 数 料 ※	キャッシュカード再発行		1,100円
	通帳繰越（自己都合）		
	通帳・証書等再発行		
残 高 証 明 発 行 手 数 料	随時発行		550円
	定期発行		330円
	制定外書式による発行		2200円
そ の 他 料 諸 手 数	送金・振込の組戻料		660円
	不渡手形返却料		
	取立手形組戻料		
	取立手形店頭呈示料		
	ただし、660円を超える取立て費用を要する場合はその実費を徴する。		

- ※ 手数料は1件につき。なお、金額には消費税が含まれています。
- ※ 次の再発行につきましては、手数料を不要とさせていただきます。
- 貯金名義の変更に伴うキャッシュカードの再発行。
 - 災害により紛失したキャッシュカード及び災害により紛失・汚損した通帳・証書の再発行。
 - 摩耗または磁気不良により使用できないキャッシュカード・通帳の再発行。

Jf マリンバンク